

償還免除と償還開始について【重要】

[令和3年3月30日付]

償還免除と償還開始（据置期間の更なる延長）に関しては、令和3年度、若しくは4年度の非課税証明（借受人と世帯主分）を以って緊急小口資金と総合支援資金初回3ヶ月分の免除手続きが可能となりますが、その手続きは、今般の貸付期間の延長に伴い、**令和4年6月の免除申請受付**となる見込みです。

よって、現在公表されている据置期間の1年延長に関しても、更に数ヶ月の据置期間延長が検討されています。（R4.6以前に償還開始される場合は、延伸する。）

更に、総合支援資金延長分（2回目）に関しては、令和5年度6月に、再貸付分に関しては、令和6年度6月に償還免除手続きが行われ、その後それぞれに償還が開始されるという段階的な対応が示されました。

また、**それぞれの貸付種類に応じて据置期間も延長される見通し**となりました。それぞれの手続きが必要な時期（免除申請、償還開始）に、その都度、県社協から案内文が通知されます。

◎償還免除の対象は、借受人及び世帯主で、当該年度住民税が非課税の世帯

【重要】

まだ、各種手続きに関する詳細は示されておらず、今後の検討待ちとなっています。 ◎電話番号 0120-46-1999（国のコールセンター）